

優先交渉権者選定基準

提案見積額以外の要素に係る評価と提案見積額に係る評価を合計した点数で評価する。ただし、提案見積額が提案上限額を超過した場合は、総合評価点に関わらず落札者とししない。

【提案見積額以外の要素に係る評価点】 + 【提案見積額に係る評価点】 = 総合評価点

項目ごとに、次に示す５段階評価により評価点を付与する。（小数点以下の端数については、四捨五入する）

判定		得点化方法
A	特に優れる	配点×1. 0
B	優れる	配点×0. 7 5
C	普通	配点×0. 5
D	やや劣る	配点×0. 2 5
E	劣る	配点×0. 0

項目	着目点	配点
実施目的との合致性	事業目的を十分に理解し、仕様に沿った具体性のある提案になっているか。	20 点
	事業目的に沿った十分な成果が見込めるか。	10 点
実施計画	事業の実施方法、実施スケジュール、見積金額等は妥当であり、効率的か。	10 点
	事業の実施方法等（学校への参加依頼、事前説明会内容、情報交換会内容	10 点

	等) について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫があるか。	
運営体制	本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制であり、役割分担は明確になっているか。	10 点
業務実績	過去に本事業の目的に資するような事業の開催実績がある又は本事業と類似の事業開催実績があるか。	20 点
合計		80 点

3 提案見積額の評価方法

提案見積額点の配点は 20 点とし、次の換算式により点数化するものとする。(小数点 2 位未満の数値については、切り捨てる。)

$$\text{提案見積額点の配点} \times \frac{\text{最低提案見積額}^{\ast 1}}{\text{提案見積額}} = \text{提案見積額の評価点}$$

※1 全ての提案見積額の中で最も安い提案見積額